「南部清掃工場長期包括管理運営事業」募集要項等

弘前地区環境整備事務組合は、「南部清掃工場長期包括管理運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施する。

この募集要項等は、本事業を実施する事業者の募集及び選定を行うための要項等を定めるものである。

平成 27 年 8 月 19 日

弘前地区環境整備事務組合
管理者　　葛西　憲之

南部清掃工場長期包括管理運営事業

募 集 要 項

平成 27 年 8 月

弘前地区環境整備事務組合

募 集 要 項　　目 次

第１章　募集要項の位置づけ ····· 1
第２章　事業概要 ····· 2
第３章　応募に関する事項 ····· 5
第４章　事業条件 ····· 17
第５章　提案書類の審査 ····· 20
第６章　契約の概要 ····· 21

別紙１　用語の定義 ····· 22
別紙２　特定調達品の調達等に係る協定書の主な内容 ····· 24
別紙３　事業者が行う業務一覧（予定） ····· 25
別紙４　リスク分担表（予定） ····· 26

第１章　募集要項の位置づけ

南部清掃工場長期包括管理運営事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、弘前地区環境整備事務組合（以下、「組合」という。）が本事業の受託者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、本事業に応募を希望する者（以下、「応募希望者」という。）に配付するものである。

第２章　事業概要

1. 事業名

南部清掃工場長期包括管理運営事業

2. 施設の管理者

弘前地区環境整備事務組合　管理者　　葛西　憲之

3. 事業実施場所

青森県弘前市大字小金崎字川原田 54

4. 施設概要

施設の概要は次のとおりである。

対象施設	概要
（全般）	・施設名称：南部清掃工場 ・所在地：青森県弘前市大字小金崎字川原田 54 ・敷地面積：約 15,300m^2
焼却処理施設	・施設規模：140t/日（70t/日×2 炉） ・竣工：平成 4 年 4 月 ・焼却方式：全連続燃焼式 ・受入供給設備：ピット＆クレーン方式 ・燃焼設備：ストーカ式 ・燃焼ガス冷却設備：水噴射冷却方式 ・排ガス処理設備：バグフィルタ、乾式有害ガス除去装置 ・灰出し設備：[主灰]薬剤固化処理、[飛灰]セメント固化 ・通風設備：平衡通風方式 ・給水設備：[生活用水] 上水、[プラント用水] 上水、再利用水、井戸水 ・排水処理設備：[生活排水] 合併処理浄化槽、[ごみ汚水] 酸化処理（焼却炉内噴霧）、[プラント排水] 中和、凝集沈殿、ろ過 ・余熱利用設備：近隣プールへの高温水供給、場内給湯・暖房
管理棟	・竣工：平成 4 年 4 月 ・延床面積：617m^2 ・建物：地上 2 階建
車庫棟	・竣工：平成 4 年 4 月 ・延床面積：116m^2

5. 事業内容

本事業は、構成市町村である弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村より搬入される一般廃棄物の処理を行うため、本施設の運転及び維持管理を含む包括的な運転維持管理業務を委託するものである。

事業者は、搬入される廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運転維持管理を行うものとする。

(1)事業期間

事業準備期間及び事業期間は次のとおりとする。

①事業準備期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

②事業期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（7 年間）

(2)業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。（業務一覧（予定）を別紙 3 に示す。なお、詳細は要求水準書に明記する。）

1)運転管理業務
2)維持管理業務
3)環境管理業務
4)情報管理業務
5)その他関連業務

(3)事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する南部清掃工場の運転維持管理業務の対価として組合から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と変動費（一般廃棄物等の搬入量に応じて変動）で構成される。

なお、事業準備に関し必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

(4)法令等の遵守

本事業においては、以下の法律等を遵守すること。

1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2)公害関係法令
3)ダイオキシン類対策特別措置法
4)建築基準法、消防法及び関係法令
5)地方自治法
6)労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
7)組合の条例及び規則
8)その他関連する法令、条例、規則等

6. 事業期間終了時の取扱い

事業期間終了後も南部清掃工場を使用する計画である。事業者は、事業期間終了時における南部清掃工場の状態が、一般廃棄物の適正処理に支障がない状態に保たれるよう本事業を実施すること。

7. 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

- 担当　：弘前地区環境整備事務組合事務局
- 住所　：〒036-8314　青森県弘前市大字町田字筒井 6-2
- 電話　：0172-31-5600
- ファクス　：0172-35-3824
- メールアドレス　：kankyouseibi@city.hirosaki.lg.jp
- ホームページ　：http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyoseibi/index.html

第３章　応募に関する事項

1. 事業者の募集及び選定スケジュール等

本事業における事業者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のように予定している。

日付	内容
平成 27 年 8 月 19 日(水)～9 月 16 日(水)	募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準の公表・配付
平成 27 年 8 月 19 日(水)～9 月 2 日(水)	募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準に対する質問の受付
平成 27 年 9 月 11 日(金)	募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準に対する質問の回答
平成 27 年 9 月 17 日(木)～9 月 18 日(金)	資格審査申請書類の受付
平成 27 年 9 月 29 日(火)	参加資格審査結果の通知
平成 27 年 9 月 29 日(火)～10 月 6 日(火)	要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)の配付
平成 27 年 9 月 29 日(火)～10 月 9 日(金)	要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)に対する質問の受付
平成 27 年 10 月 22 日(木)	要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)に対する質問の回答
平成 27 年 11 月 12 日(木)～11 月 13 日(金)	提案書類の受付
平成 27 年 12 月上旬	優先交渉権者の決定・公表
平成 27 年 12 月中旬	基本協定締結
平成 28 年 1 月上旬	事業契約締結

2. 応募者の備えるべき参加資格要件

応募希望者は、以下の参加資格要件をすべて満たすこと。

(1)応募希望者の構成等

1)応募希望者は、1 者または複数の者で構成する。

2)1 者の場合は、1 者を代表企業とする。

3)複数の者で構成する場合は、下記「(3)代表企業の参加資格要件」を満たす者を代表企業として定め、代表企業と構成企業で構成する。

4)構成企業は、構成員と協力企業で構成する。構成企業は、構成員のみもしくは協力企業のみとすることも可能とする。なお、構成員とは、特別目的会社を設立する場合に特別目的会社に出資する者をいう。また、協力企業とは、代表企業に協力して本事業の遂行にあたる者といい、特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社に出資しない者をいう。

5)構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書類の提出時に、構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。

6)応募手続きは代表企業が行うこと。

7)資格審査申請書類の提出以降は、応募希望者の構成企業の変更は原則として認めない。

8)構成企業は、他の応募希望者の構成企業になることはできない。

(2)代表企業及び構成企業の参加資格要件

1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

2)弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

3)弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていない者であること。

4)破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。

5)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。

6)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

7)会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。

8)手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

9)国税または地方税を滞納している者でないこと。

10)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

11)役員等（役員または支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。

12)暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

13)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者でないこと。

14)役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者でないこと。

15)役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

16)下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が 11)から 15)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者でないこと。

17)組合が本事業に係るアドバイザリー業務等を委託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業においてアドバイザリー業務等を行う者は、以下のとおりである。

・株式会社ドーコン

(3)代表企業の参加資格要件

1)本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

2)地方公共団体発注による廃棄物焼却施設（全連続燃焼式、ストーカ式）の運転管理業務の元請実績を有しているものであること。

(4)技術者の配置に係る参加資格要件

1)廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、焼却施設（全連続燃焼式、ストーカ式）の運転管理業務の経験を有する技術者を代表企業または構成企業の中から配置できること。

3. 参加資格審査

組合は、応募希望者の備えるべき参加資格要件を確認する資格審査を行う。

(1)参加資格確認基準日は、資格審査申請書類の受付日とする。

(2)参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、代表企業または構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は当該応募希望者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、構成企業が参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該応募希望者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、資格要件を満たす構成企業を補充し、組合が参加資格を確認の上、事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募希望者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

(3)優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、優先交渉権者が参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として組合は優先交渉権者と委託契約を締結しない。この場合において、組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(4)参加資格のない者がした応募、資格審査申請書類または提案書類に虚偽の記載をした者がした応募は、失格とする。

4. 特別目的会社の設立に関する要件

特別目的会社の設立は、任意とする。特別目的会社を設立する場合は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社を組合構成市町村内に設立すること。

(1)特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。

(2)特別目的会社への出資は代表企業及び構成員全員によるものとし、代表企業及び構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、設立時から事業期間内はこれを維持すること。

(3)すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(4)構成員のうち少なくとも 1 者以上は、組合構成市町村に本社または支社（支店）を有する企業であること。

5. 代表企業及び構成企業の役割の変更の制限

本事業の優先交渉権者となってから事業期間終了まで、代表企業及び構成企業の役割の変更及び追加等は、組合の事前の承諾がある場合を除き認めない。

6. 応募に関する手続

(1)募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準の配付

1)配付期間

平成 27 年 8 月 19 日(水)～9 月 16 日(水)

※午前 9 時～午後 5 時、土曜日・日曜日・休日は除く

2)配付場所

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

(2)参考資料の配付

参考資料の配付を希望する応募希望者は、様式第 2-1 号により事前にメールにより申込みをした上、配付を受ける際に様式第 2-2 号を提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

1)配付期間

平成 27 年 8 月 19 日(水)～9 月 16 日(水)

※午前 9 時～午後 5 時、土曜日・日曜日・休日は除く

2)提出先及び配付場所

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

3)配付資料

①施設配置図

②施設パンフレット

③処理フローシート

④機器配置図

⑤事業費履歴
⑥補修更新履歴
⑦特定調達品リスト

4)その他
配付の際に、様式第 2-2 号の提出がない場合には、参考資料の配付は行わない。

(3)参考資料の閲覧
参考資料の閲覧を希望する応募希望者は、様式第 2-3 号により平成 27 年 9 月 2 日(水)の午後 5 時までにメールにより申込みをした上、閲覧の際に様式第 2-4 号を提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

1)閲覧期間
平成 27 年 8 月 19 日(水)～9 月 11 日(金)
※午前 9 時～午後 5 時、土曜日・日曜日・休日は除く

2)提出先及び閲覧場所
弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

3)閲覧資料
①施設設置届出書
②精密機能検査報告書
③生活環境影響調査報告書
④竣工図書
⑤取扱説明書
⑥試運転・性能試験報告書
⑦単体機器試験成績書
⑧機器リスト
⑨運転管理データ
⑩地域との協定書

4)閲覧にあたっての留意事項
①閲覧は、午前または午後の 3 時間を 1 単位とし、2 単位（同一日）までとする。
②申込みの状況によっては、組合が日程調整を行うことがある。
③閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
④閲覧における資料のコピーを禁ずる。
⑤複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、代表企業が様式第 2-3 号により申し込むこと。ただし、様式第 2-4 号は、閲覧に参加する各社が提出すること。
⑥参考資料の閲覧への参加者は 5 名以内とする。閲覧時には、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。
⑦閲覧の際に、様式第 2-4 号の提出がない場合には、閲覧資料の閲覧は行わせない。

(4)現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。現地見学会への参加を希望する応募希望者は、様式第 2-5 号により平成 27 年 9 月 2 日(水)の午後 5 時までにメールにより申込みをした上、現地見学会の際に様式第 2-6 号を提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

1)見学会の期間

平成 27 年 9 月 7 日(月)～9 月 11 日(金)

2)提出先

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7.事務局を参照）

3)現地見学会にあたっての留意事項

①現地見学会の詳細の日時等については、組合が調整の上、平成 27 年 9 月 4 日(金)までに応募希望者の代表企業に通知する。

②現地見学会では、カメラ・ビデオなどの記録媒体の使用を禁ずる。

③複数の企業による現地見学を希望する場合は、代表企業が様式第 2-5 号により申し込むこと。ただし、様式第 2-6 号は、閲覧に参加する各社が提出すること。

④現地見学会への参加者は 5 名以内とする。現地見学時には、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。

⑤現地見学の際に、様式第 2-6 号の提出がない場合には、現地見学は行わせない。

(5)募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準に関する質問の受付

募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

1)受付期間

平成 27 年 8 月 19 日(水)～9 月 2 日(水)

2)質問の方法

質問は代表企業がとりまとめ、様式第 1-3 号に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

3)提出先

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7.事務局を参照）

(6)募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準に関する質問に対する回答

募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準に関する質問への回答は、平成 27 年 9 月 11 日(金)までに組合ホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(7)資格審査申請書類の受付

資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

1)受付期間

平成 27 年 9 月 17 日(木)～9 月 18 日(金)　※午前 9 時～午後 5 時

2)提出方法

持参

3)提出先

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

4)提出書類

提出書類	部数	様式
参加表明書	1 部	様式第 3 号
構成員及び協力企業一覧表		様式第 4 号
参加資格確認申請書		様式第 5 号
委任状（代表企業）		様式第 6 号
委任状（代理人）		様式第 7 号
代表企業の参加資格要件及び技術者の配置に係る参加資格要件を証明する書類		様式第 8 号

(8)資格審査

組合は、提出された資格審査申請書類等により、本事業の参加資格要件を満たしているかの審査を行う。

資格審査の結果は、平成 27 年 9 月 29 日(火)までに応募参加希望者の代表企業に対して、書面により通知する。

(9)参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、組合に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。（書面は自由様式とする。ただし代表企業の代表者印を要する。）

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた応募希望者の代表企業に対して平成 27 年 10 月 2 日(金)までに書面により回答する。

1)提出期限

平成 27 年 9 月 30 日(水)

※午前 9 時～午後 5 時、土曜日・日曜日・休日は除く

2)提出方法

持参

3)提出先

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

(10)要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)の配付

1)配付期間

平成 27 年 9 月 29 日(火)～10 月 6 日(火)

※午前 9 時～午後 5 時、土曜日・日曜日・休日は除く

2)配付場所

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

(11)要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)に関する質問の受付

要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

1)受付期間

平成 27 年 9 月 29 日(火)～10 月 9 日(金)

2)質問の方法

質問は代表企業がとりまとめ、様式第 1-4 号に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

3)提出先

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

(12)要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)に関する質問に対する回答

要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)に関する質問への回答は、平成 27 年 10 月 22 日(木)までに組合ホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(13)提案書類の受付

提案書類を次のとおり受け付ける。

1)受付期間

平成 27 年 11 月 12 日(木)～11 月 13 日(金)　※午前 9 時～午後 5 時

2)提出方法

持参

3)提出先

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

4)提出書類

提出書類		部数	様式
提案書類提出届		1 部	様式第 10 号
業務実績書		1 部	様式第 11 号
提案価格書		1 部	様式第 12 号
事業提案書	運転維持管理業務及び事業計画に関する提案書　表紙	11 部（正 1 部、副 10 部）	様式第 13 号
	運転維持管理業務に関する提案書（※詳細は下表参照）		様式第 14 号
	事業計画に関する提案書（※詳細は下表参照）		様式第 15 号
事業提案書の電子データ		1 部（CD-R）	

提出書類	内容	様式
運転維持管理業務に関する提案書	1. 運転維持管理体制に関する事項	様式第 14-1 号
	2. 運転管理業務に関する事項	様式第 14-2 号
	3. 維持管理業務に関する事項	様式第 14-3 号
	4. 環境管理業務に関する事項	様式第 14-4 号
	5. 情報管理業務に関する事項	様式第 14-5 号
	6. その他関連業務に関する事項	様式第 14-6 号

提出書類	内容	様式
事業計画に関する提案書	1. 経営計画・事業収支計画	様式第 15-1 号
	2. 事業収支計画	様式第 15-2 号
	3. 費用明細書	様式第 15-3 号
	4. 特別目的会社の出資構成	様式第 15-4 号
	5. リスク管理計画	様式第 15-5 号
	6. 地域振興計画	様式第 15-6 号

(14)応募の辞退

資格審査合格者が提案書類提出を辞退する場合は、応募辞退届（様式第 9 号）を提出すること。

1)受付期間

平成 27 年 11 月 13 日(金)まで

※午前 9 時～午後 5 時、土曜日・日曜日・休日は除く

2)提出方法

持参

3)提出先

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7. 事務局を参照）

(15)提案書類に関するヒアリング

応募者に対し次のとおりヒアリングを行う。

1)開催日（予定）

平成 27 年 12 月上旬

2)場所（予定）

弘前地区環境整備事務組合事務局（第 2 章 7.事務局を参照）

3)ヒアリング書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

4)実施方法

ヒアリングは応募者ごとに行い、時間は 1 応募者につき 50 分程度（応募者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 20 分）を想定する。

5)使用可能ソフト

「Microsoft PowerPoint」（Windows 版）

6)その他

応募者のヒアリング時間やプレゼンテーションの方法等の詳細は､代表企業に対し書面にて事前に通知する。

7. 応募に関する留意事項

(1)募集要項等の承諾

提案書類の提出をもって募集要項等の記載内容を応募者が承諾したものとみなす。

(2)費用負担

応募に関して要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3)提案価格書記載金額

1)提案価格は、事業期間にわたる対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、事業契約書（案）に基づいて算定すること。また、事業契約書(案)に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。

2)提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

(4)使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5)組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提供する資料を応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示してはならない。

(6)著作権

提案書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示、その他組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。

(7)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(8)提案書類の変更等の禁止

提案書類受付期限以降における提案書類の差替え及び再提出はすることができない。

(9)応募失格に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、失格とする。

1)提出書類に虚偽の記載がある場合
2)著しく信義に反する行為をした場合
3)募集要項で示した提出期限及び提出方法等を遵守していない場合
4)選定委員ほか関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
5)提案価格書の金額が事業費限度額を超過した場合
6)資格審査において参加資格要件を満たしていない場合
7)優先交渉権者決定基準に記載の基礎審査項目を満たしていない場合

(10)応募の延期等

組合が必要と認めたときは、応募の延期・中止、または取り消すことがある。

(11)その他

1)提出書類の作成にあたっては、組合の指示がない限り、様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。また、提出書類は原則として横書きで記述すること。
2)応募者が 1 者であった場合も、優先交渉権者決定基準に従い提案書類の審査を行う。
3)募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、資格審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。また、資格審査結果の通知後においては応募者の代表企業に通知する。
4)組合が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

8. 提案書類作成要領

提案書類の作成にあたっては、組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

(1)様式ごとに様式集に示す所定のページ数とし、所定の順番で1 冊に取りまとめ、A4 版（A3 版書類についてはA4 版に折込み）・左綴じとする。また、本文の文字サイズは10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

(2)提案書類各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふること。

(3)提案書類のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(4)ロゴマークの使用を含めて、代表企業及び構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書類のうちの正本1 部の表紙においては代表企業名を明らかにすること。

(5)各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(6)提案書類の電子データは、基本的にはMS-Word（Windows 版）とし、事業収支計画等はMS-Excel（Windows 版）を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

9. 事業費限度額

2,452,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

第４章　事業条件

1. 事業計画に関する条件

(1)施設・設備等の使用

事業者は、本事業を実施する範囲において必要な施設・設備等を無償で使用することができる。

(2)組合が支払う委託料

1)委託料の考え方

組合は、事業者に対して事業の対価として委託料を支払う。委託料は、固定費と変動費で構成される。詳細は、事業契約書（案）に示す。

2)委託料の平準化

応募者は、委託料の平準化に努めた事業計画を立案・提案すること。

3)消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の変更等については、関係法令等に従うものとする。

(3)特定部品の調達等

事業者は、本施設の運転維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、「特定調達品リスト」に示す本施設の工事請負企業（以下、「施工企業」という。）の製品（以下、「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。

また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修・更新工事において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

なお、上記の内容に関して、組合と施工企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。（協定書の概要を別紙２に示す。）

(4)リスク管理の方針

1)基本的考え方

本事業における運転維持管理の責任は、原則として事業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、組合は応分の責任を分担する。

2)リスク分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として別表４に定めるとおりとし、詳細は事業契約書で定める。

(5)保険

1)組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、一般財団法人全国自治協会「建物災害共済」に加入する。

2)事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、組合及び事業者が付保する保険金により補填された部分は損害額から控除されるものとする。

3)事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。

(6)資金調達

応募者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(7)雇用への配慮

雇用にあたっては構成市町村からの採用と育成に配慮すること。また、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(8)地域への配慮

事業者は、構成市町村からの下請採用及び物品調達等に努めること。また、地域住民及び地域環境に配慮すること。

(9)業務の委託

事業者は、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、業務の一部について第三者に委託し、または請け負わせることについて組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(10)事業準備期間における費用負担

事業準備期間に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1)事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1)事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、組合は、事業契約を解除することができる。

2)事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は事業契約を解除することができる。

3)前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2)組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1)組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

2)前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3)当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は事業契約を解除することができる。

(4)その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3. 組合による本事業の実施状況の監視

(1)財務状況

事業者は、組合に対し、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る財務諸表を提出するものとする。

組合は、必要に応じて、事業者に対し随時財務状況の報告を求めることができる。

(2)業務実施状況

組合は、事業者が提出する運転日誌、日報、月報及び年報等により、事業者の業務実施状況を監視する。また、組合は、施設の運転維持管理業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により事業者の業務実施状況の確認を行う。

(3)業務の是正勧告

組合は、事業者が要求水準書及び事業契約書に定める要求水準を満足していないことが判明した場合、事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して是正勧告を行った場合、事業者に支払う業務委託料を減額することがある。また、組合の是正勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せずまたは改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

第５章　提案書類の審査

1. 審査方法

(1)提案書類の審査

優先交渉権者決定基準に従い、選定委員会において提案書類を評価・審査し、最優秀提案者を選定する。応募者の提出した提案書類について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

(2)事業提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書類の評価・審査を行うにあたり、応募者に対してヒアリングを行う。なお、ヒアリングは、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開で実施する予定である。

(3)優先交渉権者の決定

1)組合は、選定委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

2)優先交渉権者は、応募者に文書で通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

2. 審査事項

審査事項は、優先交渉権者決定基準に示す。

第６章　契約の概要

1. 事業契約書(案)

組合と事業者が締結する事業契約書の内容は、事業契約書（案）に示す。

2. 契約の構成

(1)基本協定書

組合と優先交渉権者との間で締結する基本協定書の内容は、基本協定書（案）に示す。基本協定書は、優先交渉権者決定後、組合と優先交渉権者との間で事業契約書の締結に向けてなされる組合と優先交渉権者の双方の協力等について定めるものである。

(2)事業契約書

組合と事業者との間で締結し、事業期間中の組合と事業者の役割、責任分担について明確化するものである。

3. 契約保証金

契約保証金は、事業期間中に組合が支払う各年度の委託料の額の100分の10以上の金額とする。

ただし、事業者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

また、契約保証金に代わる担保として、政府の保証債権等の提供、あるいは組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 号に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもってかえることができるものとする。

4. 費用の負担

協定書及び契約書の作成に係る優先交渉権者または事業者側の弁護士費用や印紙代など、契約書の作成に要する費用は優先交渉権者または事業者の負担とする。

5. 契約の締結

契約等の締結スケジュールは、次のように予定している。

①基本協定の締結：平成 27 年 12 月中旬

②事業契約の締結：平成 28 年 1 月上旬

6. その他

優先交渉権者が参加資格を欠くような事態が生じた場合またはその他の事由等により契約を締結しない場合は、提案書類の審査における総合得点が優先交渉権者の次に高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合は随意契約により契約を締結する。

別紙１

用語の定義

No	用語	定義
1	応募希望者	本事業に応募を希望する単独企業または企業グループをいう。
2	応募者	応募希望者のうち、本事業の資格審査に合格し、提案書類を提出する単独企業または企業グループをいう。
3	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関して組合と優先交渉権者の間で締結する南部清掃工場長期包括管理運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
4	基本協定書(案)	組合が本事業の実施に際して配付する「南部清掃工場長期包括管理運営事業基本協定書(案)」をいう。
5	協力企業	応募希望者を構成する者である。特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社への出資を行わない者をいう。
6	組合	弘前地区環境整備事務組合をいう。
7	構成員	応募希望者を構成する者であり、特別目的会社を設立する場合に特別目的会社への出資を行う者をいう。
8	構成企業	応募希望者を構成する者であり､構成員と協力企業を総称して又は個別にいう。
9	構成市町村	組合を構成する弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村を総称して又は個別にいう。
10	最優秀提案者	選定委員会が優先交渉権者決定基準に従い、応募者の提出した提案書類について審査した結果、評価が最も高い応募者をいう。
11	事業契約	本事業の実施に関して組合と優先交渉権者の間で締結する南部清掃工場長期包括管理運営事業契約書に基づく契約をいう。
12	事業契約書(案)	組合が本事業の実施に際して配付する「南部清掃工場長期包括管理運営事業契約書(案)」をいう。
13	事業者	本事業の受託者をいう。
14	事業準備期間	受託者が南部清掃工場の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間をいう。
15	実施方針	「南部清掃工場長期包括管理運営事業実施方針」をいう。
16	受託者	本事業の実施に関して組合と事業契約を締結した者をいう。
17	施工企業	南部清掃工場の設計・施工企業をいう。
18	選定委員会	応募者からの提案書類の審査を行うために学識経験者等から構成される「弘前地区環境整備事務組合ごみ処理施設長期包括管理運営事業者選定委員会」をいう。
19	代表企業	応募希望者を構成する者のうち、代表企業の参加資格要件を満たし、応募希望者を代表して組合との契約交渉等の窓口となる者をいう。
20	提案書類	本事業の事業者の選定に際し、応募者が組合に提出する書類のうち、募集要項に規定する提案書類をいう。
21	募集要項	組合が本事業の実施に際して配付する「南部清掃工場長期包括管理運営事業募集要項」をいう。
22	募集要項等	組合が本事業の実施に際して配付する募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、その他これらに付属または関連する書類をいう。
23	本事業	「南部清掃工場長期包括管理運営事業」をいう。
24	優先交渉権者	応募者の中から本事業を実施する者として選定された単独企業または企業グループをいう。

No	用語	定義
25	優先交渉権者決定基準	組合が本事業の実施に際して配付する「南部清掃工場長期包括管理運営事業優先交渉権者決定基準」をいう。
26	要求水準書	組合が本事業の実施に際して配付する「南部清掃工場長期包括管理運営事業要求水準書」をいう。
27	様式集	組合が本事業の実施に際して配付する「南部清掃工場長期包括管理運営事業様式集」をいう。

※五十音順

別紙２

特定調達品の調達等に係る協定書の主な内容

組合と施工企業は、特定調達品の調達等に係る協力事項及び条件等に関して次のとおり合意する。

○施工企業は、組合が特定調達品の調達・設置（搬入・取付け・試運転を含むものとする。）及びその他施設の維持管理に必要な工事施工等を委託しようとする場合、合理的な理由なしにこれを拒否せず、その条件について誠実に協議する。

○組合は、自らの責任において施工企業以外の企業から特定調達品やその他本施設の維持管理に必要な工事施工等を調達した場合、組合は施工企業以外から調達することに伴う一切の責任を負う。

別紙３

事業者が行う業務一覧（予定）

区分	業務内容
運営維持管理体制	・全体組織計画作成 ・労働安全衛生・作業環境管理体制整備 ・防災・防火管理体制整備 ・連絡体制整備 ・施設警備・防犯体制整備
運転管理業務	・運転管理マニュアル作成 ・運転管理計画作成 ・受入管理 ・搬入者の案内・指示 ・ごみ処理手数料等収納 ・搬入管理 ・搬入物の性状分析 ・施設運転管理 ・焼却残渣の積込 ・搬出物の性状分析 ・排ガスの分析
維持管理業務	・点検・検査計画作成 ・補修計画作成 ・更新計画作成 ・点検・検査・補修・更新工事の実施 ・施設の機能維持 ・備品・什器・物品・用役の調達計画作成・管理 ・工具・測定機器の管理 ・改良保全 ・精密機能検査
環境管理業務	・環境保全計画作成 ・環境保全状況の確認 ・作業環境管理計画作成 ・作業環境状況の確認
情報管理業務	・各種報告書作成・管理 ・施設情報管理
その他関連業務	・見学者対応[注1] ・住民対応 ・清掃 ・植栽管理 ・除雪 ・警備 ・地域振興 ・セルフモニタリング

注１：行政視察の対応は除く。

別紙４

リスク分担表（予定）

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			組合	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び募集要項等の誤りに関するもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	組合の事由により、優先交渉権者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		優先交渉権者の事由により、組合と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	内容変更	組合による事業内容の変更	○	
		事業者による事業内容の変更		○
	法令等変更（税制変更含む）	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	事業者の業務に起因して発生する事故等		○
	住民対応	運転維持管理に関する住民等からの苦情・意見等への対応		○
		上記以外	○	
	調査内容	組合が実施した調査等によるもの	○	
		事業者が実施した調査等によるもの		○
	事業の中止・延期	組合の指示等によるもの[注1]	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	環境保全	事業者の業務に起因して環境に影響を及ぼすもの		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	土地の瑕疵	事業に起因する土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの		○
		事業に起因しない土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	物価変動	事業開始後の物価変動[注2]	○	△
	金利変動	金利変動		○
	不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの[注3]	○	△
運営	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	施設許容量を超過するごみの処理[注4]	○	△
	ごみ質変動	計画ごみ質を超えるごみ質の変動[注5]	○	△
	搬入管理	施設に搬入されるごみの管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	組合の責による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			組合	事業者
運営	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達		○
	安定稼動	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼動及び処理能力確保ができない場合	○	
	改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの[注6]		○
終了	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※○：主負担、△：一部負担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、事業契約書(案)に示す。

注１：組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者に生じる損害については組合が負担する。

注２：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注３：不可抗力における 1 事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注４：計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合と事業者の協議による。

注５：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限りごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合と事業者の協議による。

注６：事業者からの改良保全提案により改良された機器に対する責任は事業者とする。なお、改良保全提案の採用の可否は組合が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、組合と事業者の協議による。